

# 近世山城における在郷商人の商業経営について

——乙訓郡神足村絞油商「油屋弥兵衛」について——

足 立 政 男

## 一、序 論

近世山城における在郷商人の商業経営について、その初期は名もない平百姓から転化して半農半商的な種商人となり、更に發展転化して遂に此の地方切つての豪商として、近郷の農民はもとより、伏見、京都、摂泉の国々にまでその経済的支配力を浸透せしめ、もつて山城地方に絞油商人として、君臨するに至つた一例として、油屋弥兵衛（山城国乙訓郡神足村住人）をあげ、彼の商人としての経営形態が、如何に土地の事情に適合し、かつ合理的な多角経営をしていたか、又如何に

彼が企業精神にもえていたかを究明することは、近世近畿地帯における在郷商人としての商業経営の特異性を知る上において意義あるものと信ぜられる。

尚神足村の概況については「立命館経済学第二号」に述べた如く、旧西国街道に沿つた沿道聚落であり、京阪両都の間に介在する半農半職人的な村である。その上村人は毎年桂川、淀川の水害による甚大な打撃をうけるため極めて零細な農民によつて構成されていた。従つてそこには必然的に高利貸資本の侵入も見られるし、寄生的地主の出現もあつた。（立命館経済学第一巻第五・六号）近世畿内在郷商人の高利貸資本について）殊に

戸数の増減によつて幕末から維新にかけては、没落した農家も多く、従つて土地の喪失と集中兼併が頻繁に行われた事をほぼ推測することが出来る。

註一—近世における村の人口は不明であるが「村方雑事要

録」（岡本家文書）によると戸数は凡そ次の如き状態を

示している。

「村方家別増減表」

正徳五末年（一七一五年）十一月改	百九軒
享保十五戊年（一七三〇年）十月改	百六軒
宝暦七丑年（一七五七年）十月改	百十軒
同十四申年（一七六四年）正月改	百十一軒
天明元年（一七八一年）六月改	百二軒
寛政十年年（一七九八年）六月改	九十六軒
文政五年年（一八三二年）六月改	八十二軒
明治十五年（一八八二年）戸長報告	約六十〜七十軒

（明治十五年は古市村を合併した戸数で、百三軒として報告されており、古市村は明治七年の独立当時の戸数が三十八軒であることから考えたものである）

二、「油屋」の由来

畿内在郷における豪商としての「油屋」は今から約三百三十四年前、即ち元和、寛永年代に始まる神足村在住の平百姓であつた。（同家の過去帳に見える）。最初は、神足村の在方、現在徳正寺と呼ばれる寺の近傍に住居していたが、後に旧西国街道の町方に出て、薬屋を開業している。この薬屋營業の創始者は同家の過去帳の記録によつて、岡本家二代の清兵衛淨有のように推定される。後に全家が搾油業を営み、家号を「油屋」と称するに至つたのは、五代弥兵衛の時代であるが、彼弥兵衛が寛保二年（一七四二年）七拾八才で死歿していることから、油屋の創業は、或は弥兵衛の時代か更に古く三代の三郎兵衛（享保三年—一七二八年歿七九歳）の時代であろうと略々考えられるのである。

五代の弥兵衛以後代々「油屋」と称し、時代の進展と共に、近郷にその例を見ない在郷商人としての地位をかため、幕末においては、最早や牢固として抜くべからざる一大勢力をもつた豪商となり、近郷の土地は殆んど自己の所有に歸していたのである。

現戸主、岡本実氏は十四代目であり、搾油業は明治初年に廃業している。尚三代三郎兵衛は隠居後一家を創設した。之は現戸主岡本覚氏家(元村長、現七十一歳)であり、代々質屋を営み、相隣して今に存続する旧家である。両家は分家後も血縁的には互に入組んでおり、又大庄屋として、かわるがわるに村役人を務め、経済的にも政治的にも近世神足村切つての勢力を有していたのである。

### 三、「油屋弥兵衛」の商業経営

延宝七年の検地の際、僅か一反余りの平百姓から出発した「油屋」が如何なる経営形態によつて近郷切つての豪商に生成発展したか、その実証的研究を都合上左の五時期に区分することとする。

- 第一期、基礎時代、延宝元年(一六七三年)―寛保三年(一七四三年)(約七〇年間)。
- 第二期、形成時代、延享元年(一七四四年)―明和八年(一七七一年)(約三〇年間)。
- 第三期、確立時代、安永元年(一七七二年)―享保三年(一八〇三年)(約三〇年間)。
- 第四期、活

近世山城における在郷商人の商業経営について

躍時代、文化元年(一八〇四年)―天保一四年(一八四三年)(約四〇年間)。

第五期、完成時代、弘化元年(一八四四年)―明治元年(一八六八年)(二十五年間)。

以上の五時期に区分した所以は、高利貸経営、或は商業経営の成功を物語る所の「油屋」の土地集中の時代的な特徴をとらえて区分したものである。従つてその名称も研究の便宜上名づけたものにすぎない。

第一期基礎時代(自延宝―至寛保年代約七十年間)

(一) 薬種商人としての出発

前述した通り、延宝七年の検地帳における二代清兵衛は、僅かに一反余の土地しか所持しない零細な村の平百姓であり、始めは神足村の在方に住んでいたが、後に領主永井日向守に援助されて、神足村の町方Ⅱ西国街道筋に出て薬種問屋を始めた。屋号を此の時代には薬屋或は堺屋ともいったらしい。これが後における富商「油屋」の出発点であった。

後年、永井日向守が高槻へ転封された折、彼は高槻へ支店を設けている。このことは二代清兵衛が、商業

経営の上で領主から厚く庇護され、援助されていたことを物語るものであり、更に彼が単なる葉種商人としての教養と才能の持主ではなく、旺盛なる企業精神の持主であったことを証明するものである。そして又同時に葉種商人としての彼の成功を物語るものでもある。かくて後年における豪商「油屋」は早くもその基礎時代において零細な平百姓から転化して商人となり、巧妙なる商業経営による商業資本の蓄積と運営によって経済的地歩を固め、村の貧窮農民層から土地を購入し、土地兼併への萌芽を現わしている。

尚葉種商人として成功した記録は過去帳（註一）以外にはこの基礎時代には見当たらないが、清兵衛が貞享元年（一六八四年）六十九才で歿してから恰度百年後にあたる天明五年（一七八五年）十二月末における在庫商品の中に、水銀 百斤、代銀一貫二百七拾五匁（当時米一石銀八十五匁であるから、米の値段から考えると今日の貨幣価値で約十八万円に相当する）、広東人參半斤、代銀百五十匁（同約二万円）と薬品が棚卸されており、更に文化九

年（一八一二年）には、葉の棚卸額、貳拾貫七百拾三匁四分式厘（当時地米一石銀五十五匁、約今日の四百五十万円に相当）という記録が見えるのである。（立命館経済学第一巻五・六号三十頁を参照されたい）

(二) 絞油商人としての基礎経営

次にこの基礎時代における搾油業経営についてであるが、所謂「油屋弥兵衛」として近郷は勿論、京阪両都にまで名声を馳するに至つたところの初代「油屋弥兵衛」が此の第一期時代に存在していることである。

即ち文書に弥兵衛が「油屋弥兵衛」と記録されたものの中で最初のものは、寛保二年十二月に村から土地を買い取つた証文である。（註二）この証文内容から考へて、すでにこの時代に「油屋弥兵衛」と近郷から呼ばれる程に、搾油商人としての経営地盤が出来たものと考えられる。第一期基礎時代における残存記録のうち、葉種商人、絞油商人としての出発に關係あるものは以上の通りであるが、この商人として出発と、その経営における成功は、やがて生活や貢租等のため、経

済的にゆき詰った農民から、土地を買い取る経済的余裕を生ずるに至つたものと考えられるのである。

(三) 土地兼併商人としての出発

この時期における土地集中面積は別表の如く三反四畝十歩で、土地購入の証文三通も現存している。面積は僅少であるが、その購入の余力があつたと同時に、土地兼併・集中への萌芽的性格が見られるのである。

尚土地購入証文の初見年代は、延宝六年(一六七八年)で左の如き証文が残存している。

売渡シ申田地之事

銀合巻ノ六百五拾目也

一、右者女御様当午ノ御年貢米ニ相詰リ致付而我等抱之田地柳井田上田六畝拾歩 分米八斗八升七合之所売渡シ右代銀儲ニ請取御蔵江上納申上候実正明白也此田地ニ付而当所他所親類縁者其外脇まで毛取払ひ致上候間若し万一少成共違乱さまたげ申者出来申候ハバ此判形之我等罷出急度其埒明可申候間為後日之売券状如件

延宝六年午極月十三日

売主	庄屋	伝兵衛
同	年寄	利衛門
	吉兵衛	衛門

三郎兵衛殿

近世山城における在郷商人の商業経営について

かくて購入された土地は、手作りとして所有されていたのか、或は少ない乍らも小作に出して商人としての葉屋・油屋の経営に専念したのかは不明である。何れにせよ、最初の七十年間における土地の集積は極めて緩慢であつた。尚高利貸付証文の初めて見えるのは寛政二年十二月で、この時代から更に五十五年も後である。以上の事実からしてこの時代は名実ともに家運の基礎形成時代であつたのである。

(註一) 過去帳の記録左の如くである。

二代清兵衛(浄有)

三代浄意口述の趣

『小塩村作右衛門入道道清の子浄清作右衛門が寛永元和の頃長井日向の守当村(神足)御在城の節御小人に奉公つとめ申されし由、その節(神足の人)又左衛門の養子に致されし由』浄意申され候に永井日向守御在在の節当町筋の年貢除地を仰付られし時、我人町筋え出でられその節在所より町へ出られ申し候由、木葉商ひ致され候由、家名葉屋とも堺屋とも古き書附に之あり候。日向守様高槻へ御交替の節高槻へ『出店致候由』『此の人は大切な人なり』

（註二）寛保二年十二月晦日の証文は「上々田七畝九歩」を銀子三百五拾匁で「本物返し申田地之事」の契約標題のもとに売主神足村庄屋外村役人、買主油屋弥兵衛、期限なし、理由は上納に相詰り銀子が必要につき、というものである。所がこの証文が抹消され無効になっていることは、後に銀子三百五拾匁を油屋弥兵衛にかえて、田地が再び売主たる村役人の手にかえたためであるうと考えられる。これが「油屋弥兵衛」の名前が出て来る最初の記録文書である。

第二期形成時代（一七四四年—一七七年）  
（自延享元年—至明和八年）

此の時代に入ると、土地の集中兼併は俄然上昇を示して来る。（土地購入統計表参照）

即ち延享年代の四年間における土地購入証文数は六通、面積合計は八反二畝二拾四歩、（但し石盛のみのものは中田石盛一石四斗で換算）と門田（面積不明）一箇所であつて、一ケ年宛平均買入面積は約二反余である。つづいて宝暦年代は十三年間に一町六反一畝十二歩、明

和年代は八年間に一町六反六畝二十二歩でこの間僅かに三十年間であるが四町一反余の土地が集中されているのであり、在郷商人であり乍ら土地兼併地主としての性格が極めて濃厚明確に打ち出された時代であると見ることが出来るのである。

証文内容の多くは、百姓が止むを得ない理由、即ち身上不如意とか、年貢の上納が出来ないために売渡すというのであるが、「本物返し」譲渡の証文が「永代売渡し」の証文より多いことは、後の天保時代に至つて、逆に「本物返し」の売渡し証文が殆んど姿を没して、「永代譲渡し証文」が増加している現象に対比して、此の時代は、いまだ土地譲渡、土地売買が自由でない事、及び農村における貨幣経済の進行が緩慢であつて、農民層の土地からの離脱がまだあまり盛んに行われていない状態を物語っているように思われるのである。

第二期 自延享約三十年間の土地購入証文

年代	種	目	代銀	内容	文書標題	売主	買主
延享元年 十二、	上中上 畑田田	五畝二四歩 二畝二十歩	一貫五〇〇・〇〇	無上納相詰 期限	本物返売渡申田 地之事	神足村 六郎右衛門	神足村 勘右衛門
延享 三、二	上 田	一反三畝十五歩	—	同	同	神足村 新兵衛	弥兵衛
同 三、二	上上 田	九畝二七歩 七畝十五歩	—	同	同	神足村 次郎左衛門	同
同 三、正月	上中上 畑田田	五畝二十四歩 二畝二十歩	—	同	同	神足村 勘右衛門	同
三、十二	門 田		—	上納相詰 丸六年間	同	開田村 清右衛門	同
同 四、十二	上 田	一反六畝二十九歩	八八〇・〇〇	譲渡申	譲申田地之事	神足村 半九衛門	同
宝曆 五、十二	上 田	七畝	八四九・〇〇	上納相詰	同	神足村 清蔵	同
九、十二	上中上 畑田田	三反九畝十五歩 三畝反六五歩	七貫〇〇〇・〇〇	本物預け	本物預ケ申田畑 之事	神足村 勘右衛門	同
宝曆 十三、十二	上中上 畑田田	三反九畝十五歩 二畝反十五歩 七畝九歩	十貫三〇〇・〇〇	譲渡し	譲渡申	神足村 勘右衛門	弥兵衛

近世山城における在郷商人の商業經營について

同 七、十二	上田	六畝二十步	四六〇・〇〇	丸上納 六年間詰	本物返し 売渡申	□首座	中ノ町 小八郎
同 七、十一	上田 中田 下田	一反三畝二步 一反一畝二步 一畝十八步	二貫七〇〇・〇〇	丸上納 六年間詰	同	開田村 中小路山城	神足村 岡本甚七
明和 元、十二	上畑	一畝二十步	六五〇・〇〇	無 拋	讓 渡 申	神足村 与	神足村 助
同 元、十二	上上田 上冬田	九畝二十七步 一反四畝五步	二貫五〇〇・〇〇	同	同	神足村 治郎左衛門	同
同 三、十二	上田	二反四畝二十一步	二貫三六三・〇〇	無 期 限 拋	本物 預 申	神足村 勘右衛門	同
同 四、正月	上田	一反八畝	一貫二五〇・〇〇	同	本物返 讓 渡	神足村 新兵衛	同
同 四、十二	上田	一反二畝	三一五・〇〇	同	同	神足村 九郎衛門	同
同 四、十二	上田	五畝	一貫二〇〇・〇〇	無 拋	讓 渡 申	神足村 与	同
同 四、十二	上田	一反七畝二十步	四六〇・〇〇	無 期 限	本物返 売 渡 申	神足村 新兵衛	同
明和 四、十二	上田	一反六畝十步	二〇〇・〇〇	丸五ヶ年	本物返し 讓 渡	神足村 兵衛	同
同	上田	九畝六步	一貫三〇〇・〇〇	上納 相詰	讓 渡 申	神足村 弥右衛門	同
同 五、十二	上上田	八畝二十四步	五五〇・〇〇	同	同	神足村 半右衛門	同
同 六、十二	上田	六畝二十步	四六〇・〇〇	丸六年間	本物返し 讓 渡	神足村 小八郎	同

同 六、十二	上田	一反四畝五歩	—	上納相詰 譲渡し	譲渡	申	神足村 九郎左衛門	同
同 九、十二	中田	八畝	七五〇・〇〇	九六六年間	本物返讓渡		神足村 太右衛門	同

「本物返し」と「永代讓渡し」の割合

年代	本物返し 証文数	期限	讓渡し 証文数	合計	期間
延享時代	五	無期 六年一四	一	六	30 年間
宝曆時代	三	無期	二	五	
明和時代	七	無期	六	十三	
合計	十五	無期十四 六年一	九	二十四	
文化時代	二	無期	十一	十三	
文政時代	二	無期	十四	十六	40 年間
天保時代	四	無期	二十二	二十六	
合計	八	無期八	四十七	五十五	

尚「本物返し」証文に期限を附していないのは一面何時でも買戻され得るといふ契約のもとに行われていた。譲渡形式であるが、反面「永代讓渡」への抜け道であり、土地売買の困難な時代における脱法行為であったわけである。更に土地購入の地域的範囲について

近世山城における在郷商人の商業經營について

あるが、基礎時代は自村（神足村）に限られていたのであるが、この時代になると、延享年代一（開田村）、宝曆年代一（開田村）、安永年代二（馬場村、下海印寺村）、と漸次拡大の兆を見せ、又注目すべき事は、讓受人の名義も「油屋弥兵衛」ではなくて、他人名義になっている証文が次第に多くなっている現象である。これは一度買入れた買主が、その証文を担保にして油屋から金を借り、証文が油屋弥兵衛の手に渡ったものであると考えられる。兎に角この時代に富商としての性格なり色彩が極めて強く形成されたことは殆んど疑問の余地がないのである。即ちこの様な土地兼併商人としての存在形態は、商業資本家又は高利貸付資本家としての存在形態を前提として行われたものであって、この三存在形態は相互依存の密接な關係にあったのである。要するに土地購入の資金は、葉種商經營と、絞油商經營

營の成功と、高利貸付による資本蓄積の成功がこの土地集中に放出されたと見て差支えない。ただその場合商業資本と高利貸付資本とが、どの程度に動かされていたかは記録初見の天明三年正月にゆずれなければならぬが、それはこの時代より僅か十二年後にあたるから、天明三年の記録文書をとおして、此の時代における商業經營の規模をほぼ推測することが出来るのである。即ち天明三年には高利貸付金合計十五貫五百匁二分五厘（今日の約二百万円程度）、手持の地米百三十石、買付菜種百二十七石、油十二石、所持現金約百万円という実情であつて、土地、家屋を除いて尚約六百三十五万円（米による換価）の商業資本をもつた富商になっているのである。而してかかる商人としての經營規模は決して一朝一夕に出来たものではなく、此の第二期時代に形成されたものであり、商業資本ならびに高利貸資本の巧妙なる運営、即ち彼の商業經營がすぐれていた結果に外ならないのである。

土地購入統計表

年	代	購入の土地		購入内容	件数計	生成期	買入面積
西曆年	年代	種類	面積				
1678	延宝6年	上田	6畝10歩	譲渡1件	1件	第1期 基礎時代 1673~1743 (約70年間) 寛保3年	3反4畝10歩
1684	貞享4年間	上田	3畝20歩	永代	1件		
1716	享保20年間	同	2反4畝10歩	同			
1744	延享4年間	上々田 上上田 中上田	9畝27歩 8畝7歩 6畝20歩 7畝15歩	本物返5件 譲渡1件	6件	第2期 形成時代 1744~1771 (30年間)	4町1反28歩
1751	宝暦13年間	上中下 上中下 上中下	1町6畝22歩 4反1畝22歩 8畝18歩 4畝15歩	本物返3件 譲渡2件	5件		
1764	明和8年間	上々田 上上田 中上田	3反3畝26歩 2反4畝26歩 8畝	本物返7件 譲渡6件	13件		
1772	安永9年間	上中下 中下ヤ ヤシキ 山	4反3畝24歩 8畝 7畝 27歩 2ヶ所	本物返7件 譲渡3件 米1札1件	11件	第3期 確立時代	

1781	天明8年間	上々田 上上畑 上ヤシ 下キ畑	1反27歩 1反9畝 5畝9歩 1畝27歩 7畝20歩	本物返2件 讓渡3件	5件	1772~1803 (約30年間)	1町 5反4畝8歩	
1789	寛政12年間	上田 上ヤブ	3反5畝 20歩6畝	本物返2件 讓渡3件	5件			
1801	享和3年間	下畑	1反4歩	讓渡1件	1件			
1804	文化14年間	上々田 上上下下 上上下下 下々畑	9畝1歩 6反9畝 1反3畝 9畝10歩 27歩	本物返2件 讓渡11件	13件	第4期 最盛時代 1804~1843 (約40年間)		
		上中上 中中下 下下山	1反2畝 8畝6歩 2反2畝 1反1畝 1反2畝 1反3畝 3反1畝 4反1ヶ所	本物返2件 讓渡11件				16件
1830	天保14年間	上々田 上上畑 上中上 中上中 上荒ヤ ヤシキ ヤブ	2反8畝 9反6畝 5反7歩 2反3歩 1反9歩 4畝3歩 1畝19歩 1畝13歩 1畝22歩 2畝2歩	本物4件 讓渡22件	26件			6町1反21歩
1844 4年間	弘化	上田 中畑 山	5畝6歩 9畝10歩 1ヶ所	本物返2件 讓渡1件	3件			第5期 完成時代 1844~1860
1848~ 1860	嘉永~ 永安政			本物返2件 讓渡4件	6件	総計	111件	

第三期確立時代(自安永元年(一七七二年)——至享和三年(一八〇三年)約三十年間

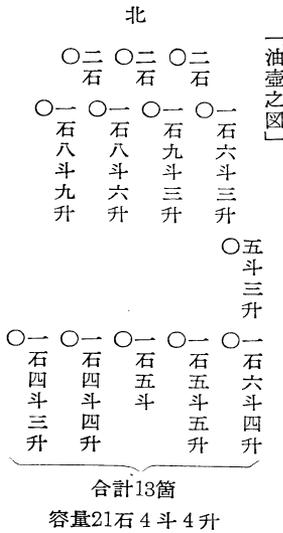
此の時代における薬種商、絞油商の經營は着々と成功をおさめ、發展を遂げて遂に莫大な商業資本の蓄積を行つていたのである。そしてその蓄積された資本は、或は高利貸資本となり、或は土地集中の資本となつて放出され、遂に山城における在郷富商としての盤石の地位を確立するに至つたと考えられるのである。而して此の時期における商業經營については凡そ次の通りである。

(一) 搾油商人としての經營形態

搾油商經營は創業以来「油屋弥兵衛」と称して基礎を培い、規模

の拡大と發展が見られるわけであるが、第三期に入るとその経営形態は最早や確乎たる基礎をもつに至った。天明三年頃の搾油設備の規模は、現存する「油壺之図」によってほぼ知ることが出来る。

それによると配置、及び容量は次の如くである。



（天明三年 油一石代銀 三〇〇匁）  
（同 年 米一石代銀 九五匁）

右之図の如く、合計十三箇の油壺が設備されており、約二十一石五斗の油を確保する事が出来るようになっていた。そしてこの油壺は、厚い防火壁で築造された土蔵の中に、穴を掘って埋められていたのであって、土蔵と壺は今尚そのまま現存している。油は年中絞られて、一たん油壺に投入された上、店売り、注文売り、

或は菜種と交換等に依じてほとんど搬出されたわけであるから、一年間の搾油生産高は油壺の全容量たる二十一石五斗の何倍かにのぼったと考えられる。

さて搾油原料たる菜種は、近郷の農民から買い集めたのであるが、その購入方法は生産者から直接買い集める場合と、資金の前貸によって安価に買入れる場合、或は高利貸付における質物として没収する場合等種々あったと思われるが、高利貸付が相当な額に上り、然もその大部分が近郷の農民に貸付けられていること、及び、現存貸付証文のうちで、最も古い寛政年間の三通の証文の質物が、何れも、農民の作っている菜種になっており、貸付金の回収が不可能になった場合は、その元利合計金額に相当する菜種を没収するという取りきめになっていることから、この高利貸付の質物没収手段によって、低廉な価格で、しかも強制的に、菜種を収奪することが多かったと考えられる。かくて一方における高利貸付及び資本の前貸付は、他方における搾油経営と全く表裏一体の関係において経営され、

その結果は莫大な利潤を生ずるに至ったのである。そしてここに資本の蓄積と投資、投資と蓄積が繰返され、業経営の実情を物語る資料として、次の如き統計表をすることになり、遂に「油屋弥兵衛」は近郷切つての大 あげることにする。

年末における搾油業関係商品の在庫数量と価格（貸付も含む）

年代	種別	菜種	なたね油	ゴマ油	大豆(白油)	油かす	貸付油	
天明三年十二月 現 在	代	一二七石 九〇匁がへ	代	一七石二斗三升 三五〇匁がへ	代	九玉 四五匁	代	三斗六升 三〇〇匁がへ 一〇八匁
天明五年十二月 現 在	代	一〇七石 八〇匁がへ	代	一七石二斗三升 三五〇匁がへ	代	二七八玉 四五〇匁がへ	代	三斗七升
天明六年十二月 現 在	代	五石 八五匁がへ	代	一五石一斗四升 四斗 四五〇匁がへ	代	二〇六玉 五六〇匁がへ 一貫一五三	代	一斗一升五合
天明七年十二月 現 在	代	六二石五斗 九〇匁がへ	代	一三石五斗六升 三斗 四五〇匁がへ	代	一七〇玉 七〇匁がへ	代	一斗一升五合
天明八年十二月 現 在	代	六三石五斗 八五匁がへ	代	一四石二斗八升 二斗五升 一〇〇匁がへ	代	一八玉 五五〇匁がへ	代	二斗八升
寛政元年十二月 現 在	代	二八石五斗 九〇匁がへ	代	一四石一斗七升 二斗五升 一〇〇匁がへ	代	七一玉 五六〇匁がへ	代	二斗八升
寛政二年十二月 現 在	代	五石五斗 六二匁がへ	代	一四石七斗六升 二斗五升 三〇〇匁がへ	代	三九七玉 九六分	代	一斗九升五合

寬政三年十二月 末日 現在	五五石 八五石がへ	九石七斗五升 三四〇石がへ	二斗 三六〇石がへ	(白油) 三斗 三五五石がへ	六四玉 五二〇石がへ	一斗八升
寬政四年十二月 末日 現在	三石八石五斗 七〇石がへ	一石一斗四升 二七〇石がへ	一斗五升 四〇〇石がへ	一石 代六〇石 (白油) 三斗 二八〇石がへ	代一二四玉 四九〇石がへ	五斗二升 二七〇石がへ
	代 二貫六九五匁	代 三貫七匁八分	代 六〇匁代	八四匁	代 六〇七匁六分	代 一四〇匁四分

右表から此の時代における天明三年から寛政四年に

至る十ヶ年の毎年十二月三十一日現在における搾油関

係商品の在庫数量及び価格を明らかにすることが出来

る。即ち原料の菜種は毎年六月に収穫されるものであ

るが、十二月末に尚百石前後の菜種が確保されてお

ることから、相当量の油が年中生産されいたことが明ら

かになって来る。又価格は菜種一石を米一石の価格と

比較する場合、米よりか大体銀十六匁から二十匁位高

くなっており、相当農民達にとっては貴重な商品の作

物であったと思われる。更にその価格が米価変動と軌

を一にしていることから、その年の景気、不景気が菜

種の価格に鋭敏に反映していると考えられるのである。

例えば米価が寛政二年には、寛政元年の一石、銀七十

二匁五分から、四十六匁に暴落して、経済界は不況で

あったと考えられるが、菜種も亦一石銀九十匁から、

六十二匁に大暴落を演じ、その上生産された油も全く

同様に、一石三百三十匁から二百五十匁に下落を示し

て、恐慌的な現象が現われている。他の年の例をとつ

てみても菜種の価格は米価とほぼその騰落を共にして

るのである。このような価格相場の変動は、商業資

本家としての「油屋弥兵衛」にとって時として損失を

招くこともあったであろうが、その損失は前貸・高利

貸資本の支配下にあつて、菜種をもって勘定した農民

からの、絶えざる搾取収奪によつて、償われたのであ

つて、「油屋弥兵衛」が事実上損失を招くことは少な

く、反対にその相場変動から生ずる利潤は、これを独

占するという結果になつたであろう。生産された油は

なたね油、ごま油、白油で、いずれも高価なものであ

ったことは、今日と変わらない。それだけに、毎年度末においてなお十四、五石の生産油が棚卸しされていることは、如何に盛んに絞油が行われていたかを知ることが出来るのである。更に副生産物としての油粕は當時においては貴重な肥料であり、高価なものであって、油粕の販売という経営面からも亦多くの利潤が得られたのであった。かくて搾油経営における成功と発展は彼をして富商たらしめるべきことを決定的ならしめたのである。

(二) 薬種商人としての経営形態

薬種商経営の全貌を明らかにし得るのは次の文化、文政時代であるが、この時代においても相当手広く行われている。

今、残存文書からこれを拾ってみると、凡そ次の如くである。

下表の如く、天明六年以降に水銀百斤と広東人參半斤の棚卸薬品名が見える。

近世山城における在郷商人の商業経営について

薬品の棚卸表

年代	水銀	広東人參
天明六年十月三十一日現在	代 一〇〇斤 一斤ニ付キ 一二匁七分五厘 一貫二七五匁	半 一斤 一匁ニ付キ 七匁七分 一五四匁
天明七年	代 一〇〇斤 一二匁七分五厘 一貫二七五匁 <sup>がへ</sup>	半 一斤 一匁ニ付 七匁七分 一五四匁
天明八年	代 一〇〇斤 一二匁七分五厘 一貫二七五匁 <sup>がへ</sup>	ナ シ
同寛政元年	代 一〇〇斤 一二匁七分五厘 一貫二七五匁 <sup>がへ</sup>	ナ シ
同寛政二年	代 一〇〇斤 一二匁七分五厘 一貫二七五匁 <sup>がへ</sup>	ナ シ
同寛政三年	右 同	ナ シ
同寛政四年	右 同	ナ シ

更に寛政六年以降に次の如き薬品の売買が記帳されている。

葉の売買(拔萃)

寛政六とり六月廿二日

一、水銀 百斤(うり)

二十七匁八分がへ

代式メ七百八拾匁

とら屋

半 右衛門

寛政六とり九月

一、唐八牡仲 五櫃(うり)

二匁四分五厘がへ

代五百七十九匁四分二厘

李原下の川

とらや 半 兵衛

寛政十卷末五月

一、青葉雀香 三櫃

拾式匁八分がへ

代四百四十三匁六分

山崎薬屋

市 右衛門

同年 七月

一、拾八 山婦米 拾櫃(かい)

四十五斤七分返し

正味四百五十七斤

三匁四分がへ

代一メ五百五十三匁八分

右 同人

享和二戌十一月廿二日

一、壹万式千 大黃 五十斤

拾匁八分がへ(買値)

代五百四拾匁

うり(売価)

四十斤 十二匁がへ

十斤 十二匁三分がへ

代六百三匁

山崎薬屋  
市 右衛門

享和三年十一月廿日

一、胡 榘 三十斤(買い)

十一匁三分がへ

代三百三十九匁

此の外二

錢二百四十四文 船ちん

口 錢 払

下 治郎 兵衛

この薬品取引の売主、及び買主から見て、薬品の卸商をも経営していたように思われる。そして取引量も大量に行われており、殊に享和二年十一月廿日の「大黃」五十斤の取引の如きは、薬品の仕入値と売却値が書かれていて、利潤六十三匁をあげることが計算され、興味ある資料である。さてこの薬種商の経営は先祖伝来の家業であって、引続いて此の時代にも盛んに行われ、前述の残存文書から、薬種商人としての地位は確立されるに至ったと考えられるのである。

(三)米穀商人としての経営形態

米穀商人として、且又二大商都、京都・大阪間における在郷商人としての特殊性を遺憾なく發揮している商業経営の姿が見られるのは、文化、文政時代であるが、その活躍の土台は此の天明、寛政の時代に築かれ

たのである。即ち集中された田地の自作、小作からもたらされる米と、現金で購入する取引用の米穀は莫大な数量のほつてしまつてゐるのである。今これを自家の米蔵

に買入れた地米と、投機取引の対象としての他國産米に分けて、その数量を統計し、米穀取引の経営と規模の美態を見るに凡そ次の通りである。

地米の手持数量統計と米價表 (その一)

年 代	正 米	精 麦	精 米	買 入 米	大 麦	大 豆	古 米
天明3年 12月未現在	78石6斗7升 1石代 95匁 代銀 7貫478匁	2石 代銀 200匁	2石 代銀 180匁	50石5斗 代銀 4貫530匁			
天明5年 12月未現在	52石 1石代 52匁 代銀 2貫730匁	2石 45匁が〜 代銀 90匁	5斗 代銀 35匁	23石 代銀 1貫321匁	5斗 40匁が〜 代銀 20匁	5斗 60匁が〜 代銀 30匁	
天明6年 12月未現在	42石5斗 85匁が〜 代銀 3貫612匁5分	1石	1石 代銀 85匁	56石5斗 代銀 4貫834匁7分			
天明7年 12月未現在	76石3斗7升 75匁が〜 代銀5貫727匁7分5厘	1石	1石 代銀 85匁				
天明8年 12月未現在	40石 (内産米48石) 60匁が〜 代銀 3貫600匁	2石5斗 80匁が〜 代銀 145匁	2石 70匁が〜 代銀 140匁	19石 代銀1貫218匁と 歐貨銀		5斗 60匁が〜 代銀 30匁	1石 代銀55匁
寛政元年 12月未現在	53石 72匁5分が〜 代銀 2貫442匁5分		9石 70匁が〜 代銀 630匁	27石 代銀 1貫762匁5分	(小麦) 1石 代銀 41匁	1石5斗 55匁が〜 代銀 82匁5分	
寛政2年 12月未現在	58石5斗 46匁が〜 代銀 2貫691匁	3石5斗 40匁が〜 代銀 140匁	1石5斗 51匁が〜 代銀 76匁5分				
寛政3年 12月未現在	47石 (産米) 67匁が〜 代銀 3貫149匁	1石 代銀 60匁	1石 代銀 73匁	52石5斗 内4石5斗、68匁が〜 10石、67匁5分が〜 計 3貫565匁	10石5斗 25匁が〜 代銀262匁5分	(古大麦) 2石5斗 22匁が〜 代銀 55匁	
寛政4年 12月未現在	58石4斗 (産米) 83匁が〜 代銀 4貫855匁5分	1石5斗 75匁が〜 代銀 112匁5分	1石8斗 75匁が〜 代銀 135匁	40石 75匁9分2厘が〜 代銀 3貫36匁8分		1石 代銀 60匁	



投機取引米穀統計と米穀価格表

	肥後米	筑前米	粕	米	吉田米	中国米	岡大豆
天明7年 12月末現在	50石 70匁1分がへ 取銀 250匁	50石 71匁8分がへ 代銀 3貫590匁 口錢 7匁5分	14俵(4石4斗1升) 3俵=付66匁3分2 代銀 309匁4分9厘	15俵(6石)	代銀 457匁		60俵18石 72匁2分がへ 代銀 1貫299匁6 口錢 8匁
天明8年 12月末現在						225俵 取銀 6貫18匁5分1厘 取銀 共	
寛政元年 12月末現在	300俵 58匁5分がへ 口錢 共 代銀 5貫805匁					200俵 口錢 共 代銀 4貫864匁	
寛政2年 12月末現在	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
寛政3年 12月末現在	300俵 74匁4厘がへ 取銀 1貫目	150俵 69匁9分がへ 代銀 3貫450匁	(古庄島米) 300俵 63匁8分3厘がへ 代銀 6貫383匁	(阿波大麥) 200俵 37匁8分1厘がへ 代銀 3貫781匁	100俵 59匁9分がへ 代銀 2貫995匁		
寛政4年 12月末現在		25俵 84匁6分がへ 代銀 250匁取銀	(筑前米) 40石 89匁3分がへ 代銀 603匁8分8厘		200俵 72匁がへ 7貫216匁6分 口錢 共		

地米の手持数量統計と米価表投機取引米穀統計と米にして近郷の米穀商、或は造酒業者と盛んに取引して穀価格表地米の手持数量は右の統計表に見られるように、毎年度末の大晦日における自家の米蔵には絶えずあり、殊に伏見方面との取引が多かったように考えられる。

百石前後の米が積まれ、更に麦、大豆、小豆の如き雑穀まで販売、取引していたのである。即ち自村を中心として現われて来るのは、天明八年以降であることから、

恐らくこの時代から、米穀の相場取引にもタッチするようになり、大阪の堂島における大がかりな相場取引を行ったと考えられ、彼の潑刺たる企業精神がうかがえると同時に、畿内在郷商人としての特異性を遺憾なく發揮していると言ひ得るのである。

(四)造酒商人としての経営形態

これに関する資料は乏しいのであるが、「油屋弥兵衛」が造酒経営にタッチしていた事は間違ひがない。即ち天明六年に「造酒株」を上鳥羽村の井筒屋勘左衛門に譲渡していること及び全家に「酒小売の通」が現存していることから、油屋が酒屋をも経営していたと考えられるのである。しかしその創業、経営規模の実情がどうであったかは不明であるが、造酒原料としての米には、手持の莫大な米を右から左へと転用したに相違ない。造酒株の譲渡証文は次の如くである。

譲渡申造酒之証文

一、造酒株 宅本

証文ニハ三百目ト記シ候  
モ銀貳百九十五匁受取候

右之酒株下拙所持之处此般其許組所に譲り渡申所実証也尤

為樽代白銀三百目髓ニ受取申候然上者右酒株ニ付違乱妨ゲ申者有之候ハハ加判之銘々罷出急度其埒明貴殿へ小茂掛御難申間敷候為後目因而証文如件

天明六年午

譲り主

十月

神足村 油屋 弥兵衛  
同村受人 堺屋 六兵衛  
横大路年行事 万屋 庄兵衛

上鳥羽村井筒屋勘左衛門殿

(五)煙草商としての経営形態

これも現存資料に乏しいのであるが、次の様な数量及び価格の煙草が、在庫商品として文書に記載されていることから、近郷の農民の需要に應じて、小売していたと考えられる。尚煙草は元和の頃から「煙草栽培、売買の禁令」があり、大阪の煙草卸商から購入して来たものを販売したものとされる。残存記録左の如し

年 代	数 量	購入単価	代 銀
天明三年十二月三十一日現在	百五十五斤	一斤ニ付キ銀八分	百二十五匁
天明五年	四十斤	同	三十二匁
寛政元年	三十斤	一匁	三十匁

これは商品として棚卸しが行われている煙草の数量であり、決して多量とはいえないが近傍の農民に対する煙草供給の専売権を所持していたことを物語るものがある。

(内)高利貸付商人としての経営形態

高利貸証文の初見は寛政二年(一七九〇年)で勝龍寺村と馬場村の百姓に、合計銀子七百八十七匁を貸付けて

いるものである。つまりこの時代は一方においては、

油屋、葉屋、米屋、酒屋、煙草屋といったふうに多角

的に農村において重要欠く可からざる商業を一手に経

営し、それによって蓄積された資本を高利貸付資本と

して困窮せる農民に貸付け、この方面においても多額

の利潤を得たのである。或は又後述する如く菜種栽培

の前貸付金として放出し、廉価な菜種油の原料確保に

努めたのである。かくて高利貸付の経営面における利

子、利潤は更にそのまま高利貸付資本となって再び貸付

けられるという場合もあつたであらうし、或は他の商

業経営部門に投下されたり、或は土地の兼併集中とい

う方面に使用された場合もあつたであらう。なお此の時代における高利貸付商人として活躍せる実態は立命館経済学第一巻五・六号三十一頁「近世における畿内郷商人の高利貸付資本について」において論述した通りである。

尚貸付証文の此の時代に属し、残存せるものは合計僅か五通に過ぎず、左の通りである。

年代	質物	文書標題	内容	借主	貸主
寛政二年	菜種	借用申銀子之事	銀五八七匁(困窮)	勝龍寺村(農)	油屋弥兵衛
同 年	菜種	同	銀一〇〇匁(上納)	勝龍寺村(農)	同
同 年	菜種	同	銀一〇〇匁(困窮)	馬場村(農)	同
享和元年	なし	同	銀六〇匁(困窮)	古市村(農)	同
享和四年	なし	同	銀三〇匁(困窮)	古市村(農)	同

右の表で注目すべきことは、質物として、五通のうち三通まで菜種が記載されていることである。凡そ搾油業の経営において、その原料を出来るだけ割安に購入し、確保するためには、高利貸付による担保物として菜種をとるか、或は前貸金の形式によって菜種の購

入を図るかが最も賢明な方法である。そしてこの方法は生産者たる農民を高利貸資本の下に隷属せしめ、搾取することによって、大なる利潤が資本家にもたらされることになる。この数通の貸付証文と、多額の貸付金から考えて、当時盛んに右のような方法、手段によって貸付と菜種の購入、収奪が行われたことは全く疑問の余地がない。かくてその結果は近郷に比類のない富商としての地位と高利貸商人としての勢力をもつに至ったのである。

なお彼が絶えず手元に所持して活躍せしめていた現

金の所持額について見るに、凡そ次の如くである。

けだし高利貸付における金融資本を始めとして、酒屋、菜屋、米穀取引を始めとする手広い商業経営に要する商業資本、更に次から次と土地購入に投下する資本等、その所要資本は莫大な額に上ったと考えられるが、絶えず一方における資本の投下は、他方における資本の回収となり、或は利子、利潤の収入となつて、常にその手元には多額の現金資本が所有されていた事は疑う余地がない。今此の期における現金資本の所有について見るに、凡そ次のようである。

金、銀、銭の現金有高表

	文 銀	銭	小 玉 銀	歩 金	南 條	古 金	正 小 判	総 計
天明3年12月31日現在	5貫557匁	52貫300文 9匁がへ 代銀 496匁8分	825匁	5両2歩 代銀 330匁	13片 代銀 127匁分	1両 代銀99匁		7貫435匁3分
天明5年12月31日現在	16貫510匁	148貫100文 9匁3分がへ 代銀1貫37匁3分3厘	1貫185匁	115両3歩2朱 57匁がへ 代銀 6貫60匁8分7厘				25貫677匁2分
天明6年12月31日現在	12貫470匁	325貫600文 9匁がへ 代銀 2貫930匁4分	430匁	33両2歩 55匁がへ 代銀 184匁5分34匁8分7厘	5片 55匁がへ 代銀99匁	7両 代銀99匁	56両 55匁がへ 代銀 3貫80匁	20貫886匁2分7厘

天明7年12月 31日現在	7貫目 大黒銀 67匁7分	282匁500文 9匁3分が〜 代銀2匁627匁2分5厘	1貫310匁	34匁 54匁が〜 代1貫836匁	8匁 54匁が〜 代432匁	1匁 99匁	7匁 54匁が〜 代378匁	13貫7匁9分5厘	加加左
天明8年12月 31日現在	11貫570匁	314貫400文 9匁5分が〜 代2貫985匁8分	380匁	133匁 55匁が〜 99匁が〜 但古金1匁ノミ 計7貫359匁					加加左
寛政元年12月 31日現在	8貫目	文 4貫文 4文銭 4貫100文 並 銭 317貫300文	633匁	102匁 同上 代5貫549匁					るをち ま
寛政2年12月 31日現在	16貫385匁	合338貫200文 9匁5分が〜 代3貫219匁2分	640匁	110匁 55匁5分が〜 同上 代6貫49匁5分				かち をを をを 55匁 25貫368匁7分5厘	
寛政3年12月 31日現在	5貫970匁	255貫文 9匁5分が〜 代2貫422匁5分	580匁	(金30匁) 55匁が〜 代1貫740匁	1匁 99匁				
寛政4年12月 31日現在	11貫235匁	127貫文 代1貫183匁8分	500匁	14匁1分 59匁が〜	13匁1分 59匁が〜	1匁 99匁	113匁 馬神1匁 55匁が〜	カカ○カナラ (22貫25匁3分)	

右表によつて、油屋弥兵衛の金銀銭の現金所持高が

明白にされるわけである。当時の流通貨幣の主たるも

のは、銀と銭であり、大量の現金が絶えず流通してお

り、常に彼の手元には大金が所持され、彼は完全に貨

幣経済の中に生活を維持発展せしめていたのである。

現金所持高も、天明三年頃の総計銀七貫四百三十五

匁三分から十年後の寛政四年には、二十二貫二十五匁

三分という約三倍の金額に激増している。尚今日の米

価を一石につき一万二千円としてこれを当時の銀によ

る米価に換算し、彼の現金所持高を見るに凡そ次の如

くである。

年 代	米 価	銀 子	現代貨幣価値に換算した場合
天明3年	米1石 95匁	7匁435匁3分	約 936,000.00
天明6年	同 85匁	20匁886匁2分7厘	約2952,000.00
寛政2年	同 46匁	25匁368匁7分5厘	約6618,000.00
寛政4年	同 83匁	22匁25匁3分	約3185,000.00

一方に天変地異で其の日の生活に事欠き、食うべき

米もなく、粟や稗飯階級の貧窮農民が藁合ひ、餓死者すら出た此の天明の饑饉時代にかかる大量の現金を所持し、米倉には山と積んだ米をもち、多額の貸付金を所持し、農民必需の高価な油、薬を多量に所持していた彼の勢力は、恐らく近郷の農民の上に君臨し、恰も領主的地位を占めていたに違いないと思われる。

(乙)土地兼併商人としての経営形態

第一期第二期と次第に集中拡大された土地は、これを貧窮農民に小作せしめ、遂に天明寛政期には土地兼併商人としてこの地方に君臨するに至つたのである。

勿論、自作も奉公人等の使用によって行っていた事は

記録によって明らかである。第三期に集中された土地の合計面積は、別表の通り一町五反四畝で、第二期より少ないが、土地購入の証文数は逆に二十二通にも及び、譲渡する百姓が多くなっている。此の時代は全国的には所謂、田沼時代で政治や風儀の頹廢した時代であり、天変地異の頻発した時代であった。そして幕府

も財政の窮乏を救わんがために採つた種々の政策は、偶以て百姓町人の負担を増加することとなり、遂に彼等を駆って一揆騒動を企てしめる結果を招いた。そして従来混濁の時代として知られ、武士の困窮や農村の疲弊は時を追うて甚しく、何とかして之を打開せねばならぬ状態に迫っていたのである。このように全般的に農民層が疲弊し、難渋な生活状態にある消息を物語るものとして、此の零細な土地の譲渡件数の増加現象を解釈するとき甚だ興味深いものがあるのである。土地購入の実情は凡そ左の如くである。

第三期 自安永三十年間の土地購入証文  
至享和

年代	種目	代銀	内容	文書標題	売主	買主
安永二、四	田 <sup>年</sup> 一石四斗	—	本物返し (無期限)	一札	村庄兵衛	油屋 弥兵衛
同	下田 八畝	五六〇・〇〇 <sup>匁</sup>	無期限	本物返し売渡し	村六郎右衛門	同
同	上田 一反八畝	七八〇・〇〇	上納相詰 無期限	同	村小兵衛	同
同	上田 一反	一貫八〇〇・〇〇	同	同	村まさ	同
同	中田 二十四歩	四〇〇・〇〇	六年間	同	村清右衛門	同
四、十二	藪 四畝	一八三・一六	永代譲渡	永代譲り渡申	馬場村 平兵衛	開田村 渋谷友賢
四、十二	藪 竹場 三ヶ所 一ヶ所	一貫六一五・〇〇	上納相詰 十年間	本物返藪地之事	村新助	同
五、十二	屋敷 二十七歩	六〇〇・〇〇	上納相詰	売渡申	村多左衛門	村作左衛門
八、二	不老山	五九三・〇〇	五十年間	本物返売渡申 之事	下海印寺村 吉兵衛	油屋 弥兵衛
九、四	長元山	二八四・〇〇	三十年間	同	下海印寺村 三右衛門	同
九、十一	上田 一反五畝	一三〇・〇〇	無抛譲渡	譲渡申	村三郎兵衛	同

天明 元、九	上畑五畝九歩 屋敷岩畝廿七歩	七三六・〇〇	同	同	村 源兵衛	同
同 三、十二	上田九畝二十四歩	二五〇・〇〇	無 期限	本物返讓渡	村 勘右衛門	同
同 三、二	下畑七畝二十歩	金 二〇匁	無 拋讓渡	讓 渡 申	勘 兵 衛	淀屋 作左衛門
同 四、十二	上々田 一反二十七歩	二〇〇・〇〇	無 期限	本物返讓渡	村 勘右衛門	油屋 弥兵衛
同 四、十二	上田 九畝六歩	四〇〇・〇〇	無 拋讓渡	讓 渡 申	村 助左衛門	同
寛政 元、十二	上田 一 反	一貫〇〇〇・〇〇	此 度 讓 渡	讓 渡 し 申	作 り 庄 屋 半左衛門	同
同	上田 五 畝	一文銀 一貫二五〇・〇〇	同	同	九 郎 右 衛 門	同
同 六、十二	年敷地 六畝 四斗	四五〇・〇〇	上納相詰、返 濟ナシガタク 流地ニスル	同	馬場 勘 兵 衛	開田 渋谷友賢
同 十一、八	上田八畝十七歩	一貫五〇〇・〇〇	七 ヶ 年 間	本物返讓渡	村 新兵衛	油屋 弥兵衛
同 十一、十二	上田一反二畝三歩	三五〇・〇〇	無 期 限	同	村 源 助	同
享和 元、十二	下畑八畝 二八歩 下畑一畝六歩	二貫五〇〇・〇〇	依 要 用	讓 渡 申	村 作左衛門	清左衛門

註

○買主が油屋弥兵衛以外の証文は、その買主が再び油屋弥兵衛に譲渡して、銀子借用に及んだものと考え

○本物返し譲渡がまだ多いのは、第二期と同様の理由に依るものと考える。

られる。

○購入の村が、漸次自村から他村に拡大されつつある

点は、それだけ、「油屋弥兵衛」の勢力圏の拡大を物語るものである。

○寛政十一年八月の売主新兵衛の「本物返し、七ヶ年間、上田八畝十七歩、一メ七百匁」については、次の如き但書がついている。これは集中された土地をそのまま売主を小作人にして、下作せしめた適例である。

一 札

「前文書之田地御年貢米三石四斗ニ相極メ私切年年内下作仕毎年無滞相納申上候仍而奥書如件

弥兵衛殿

下作人

新兵衛

今一つ本物返しの証文ではないが同様の一札が存在する。

一 札

一、字清水ヶ口此度本物返しニ定御元ニ相渡シ申以上其宛米年貢石四斗ニ相定メ并新檢株ニ右宛米相納可申候間此方より作付候者被下候無相違候依而如件

安永二年己四月日

岡村作主

神足村地主

小兵衛

弥兵衛殿

かくて此の安永、天明、寛政、享和時代の約三十年

間には、商人でありながら最早や確乎たる土地兼併商人としての性格を現わすに至っているのであって、前

近世山城における在郷商人の商業経営について

述の如く一方における多額の高利貸資本の貸付と、之に結びついた商業資本の多方面に亘る巧妙な運営によって、着々と資本の蓄積を行ったのである。そしてそれは更に土地の兼併・集中と結びついて、小作米の収納・販売となり、所謂萌芽的な資本家的農業経営形態を必然的に形成するに至ったのである。次に小作年貢米について見るに、凡そ次の如くである。

天明6年12月末現在 有 高 (納入高)	42石5斗
天明7年12月末現在 有 高 (納入高)	53石6斗7升(産米)
天明8年12月末現在 有 高 (納入高)	60石 (産米)
寛政元年12月末現在 有 高 (納入高)	16石(手作) 36石(下作)
寛政三年12月末現在 有 高 (納入高)	47石 (産米)
寛政4年12月末現在 有 高 (納入高)	58石 (産米)

註

(右表はその年の12月末日現在で納付された小作米の有高表であるから、その多少によって小作地の増減を判断出来ない。又平均納高も其の年の豊凶により差異があると考えられる。)

此の表から毎年末には六十石前後の米が年貢米として収納され、前述の土地集中の事情と考えあわせて、

ここに土地兼併商人としての性格を如実に示しているのである。

而して「油屋弥兵衛」のかかる多角的な広範囲に亘った商業経営は、全く代々受けつがれて来た旺盛な企業精神と非凡な商才に由来するものであるが、経営の

實際にあたっては、彼一人の力では到底なし得なかつたのである。即ち彼は必然的に彼の経営分野における労働的負担を下人の雇傭によって解決せねばならなかつたのである。換言すれば彼は必然的に多くの下人の上に吸著・寄生せざるを得ない存在形態をなすに至つたのである。

即ち高利貸、米穀取引商、搾油業・菓種問屋、土地兼併商人、煙草商、造酒業等の多角的経営には、相当多人数の下人や人足の使用を必要としたのであって、ここに人身売買的手段による下人雇傭の事実が存したのである。今彼が雇傭していた下人についてみるに所謂居消制度の下人であつて、前借金は、年季到来の節、

返済する必要がなく、実質上あきらかに、本人の奉公労働に対する報酬とみなされている。

第三期に属する、下人雇傭の証文は、寛政年代に二通残存している。即ち次の如くである。

年代	標題	名前	年令	性別	季間	奉公の種類	身代金	親権者
寛政三	一札	伊之助	十三歳	男	十二年	年季奉公	銀百三匁	馬場村吉衛門
四、十一	一札	まん	十二歳	女	八年	同	銀百匁	植田村忠次郎

以上証文は二通に過ぎないが、この外にも多数の下人を使用していたと思われる。而して下人の給金であるが、如何に安く、みじめであつたか、又安い給金から雇傭主の彼が如何に下人達の上に寄生吸著していかうかがわれるのである。例えば寛政三年の米一石は既述の如く、銀六十七匁、寛政四年が銀八十三匁であることから、下人「伊之助」は米二石足らずで丸十二年間、「まん」は一石余りで丸八年間、その労働を無条件に雇傭者に売らねばならなかつたのである。次に証文を掲示することにする。

「一 札」

一、此まんと申者相楽郡上田村忠次郎娘ニ紛無御座候俵応當年十二歳ニ相成申候私親類内へ受人ニ相立申候然ル所当子年より来ル申年迄丸八ヶ年貴家へ御奉公に罷出し候迄実正なり、尤為給料銀百目御借し被下樋ニ受取申候処明白也尤仕着セ之儀者御家御作法之通被成可被下候

一、宗旨之儀ハ浄土宗ニ而則同村来迎寺檀那ニ而勿論御制禁之宗門ニ而無御座候

一、此者年規之内取逃見落仕候節ハ早速罷出其取逃之品相調可申候方一不足仕らば我等請人ニ相立申候上者御道具売払以代銀を取逃之品相調可申候、又何角と事奇道不奉公仕らバ早速入代相立定り之通年規御奉公為相勤可申候右之外如何様之六ツ敷義出来仕候とも受判之我等罷出急度其埒明貴殿へ少も御難義相懸申間敷候為後証之仍而如件

寛政四子年十月

相楽郡植田村

親 忠 次 郎

奉公人 ま ん

同村受人 惣兵衛

油屋弥兵衛殿

右のような一札を入れ、嚴重極まる契約の下に下人

を使用し、その労働力の搾取の上に彼の多角的商業經營が実現されていたのであって、彼の富商への途は必然的に拓かれていたのである。

（富豪としての「油屋弥兵衛」の存在形態

油屋弥兵衛がこの天明、寛政の第三期において、遂に経済的な面において領主的勢力をもち此の地方に君臨し、近郷をその経済的支配下隷属せしめるに至ったことは、以上の記述より明らかになるのであるが、更に彼の資産の实情をもってその実証を行いたい。

即ち残存文書の記録から、此の時代の富豪としての彼の姿を統計によって見るに凡そ次の如くである。

（但し此の表中には、集中された広大な田畑、藪、山、宅地等の土地財産及び家屋建物、家具什器等の財産を除く）

	貸付金総額	在庫商品総額	現金総額	合計	預金其の他 支田金	差引 残高
天明3年12月 末日現在	15貫392匁2分6厘	27貫683匁3分9厘	7貫485匁6分	50貫511匁2分5厘	185匁2分	50貫326匁5厘
天明5年12月 末日現在	12貫227匁3分2厘	29貫979匁4分1厘	15貫776匁2分	57貫982匁9分3厘	2貫773匁 9分6厘	55貫208匁9分7厘
天明6年12月 末日現在	15貫307匁6厘	23貫20匁3分2厘	20貫886匁2分7厘	59貫213匁6分5厘	598匁2分3厘	58貫615匁4分2厘

天明7年12月 末日現在	15貫599匁5分6厘	31貫657匁8分8厘	13貫749匁9分5厘	61貫7匁3分9厘	383匁5分6厘	60貫673匁8分3厘
天明8年12月 末日現在	ル〇チヲカ〇チ 10貫578匁5厘	カヲ〇ラヲタ 23貫31匁3分1厘	加加知知左 22貫25匁8分	知知仁知滿多仁 55貫659匁1分6厘	382匁5分1厘	知知加於仁 55貫276匁6分5厘 仁知
寛政元年12月 末日現在	るたらちまにか 11貫359匁6分2厘	かちにからか 25貫683匁2分	るをちちまき 17貫566匁2分	ちうにかをか 54貫652匁7分2厘	97匁4分1厘	54貫555匁3分1厘 知字地千知羅多
寛政2年12月 末日現在	まらさち 9貫484匁5厘	らら〇きをち 13貫87匁4分5厘	かちうにをち 25貫368匁7分5厘	智加滿字左字知 52貫948匁4分5厘	479匁9分3厘	52貫468匁5分2厘 千加字仁左地加
寛政3年12月 末日現在	る〇地仁を〇か風 10貫567匁2厘	ちちにらをさ 35貫687匁8分	る〇さたち 10貫811匁5分	地尾〇多邊羅加 57貫163匁2分	なし	地尾〇多邊羅加 57貫163匁2分
寛政4年12月 末日現在	るかチヲニニヲ 12貫576匁6分7厘	カチサカヤニサ 25貫429匁6分8厘	カカ〇カチヲ 22貫25匁3分	仁〇〇ヲ多仁地 60貫31匁6分1厘	249匁6分5厘	知滿仁屋左禮 59貫678匁2分

右表の、天明八年以降の符合による記載は、数字をあてはめて解説せるものである。総合計等に多少の誤差があるのは、それぞれの合計に種々、収支の但し書があるためである。(例えば貸付金額の合計外に貸油、貸米等の金額が附属する場合があるように)何れにせよ莫大な資産を所有するに至っているのである。既述の如く板に当時の米価で今日の金額に換算してみると、天明三年の五十貫三百二十六匁五厘は今日の六百三十五万円になり、恰度十年後の寛政四年の五十九貫六百七十八匁二分の資産は、此の年の米一石は八十三匁である

から、これを今日の一万二千円として計算すると、凡そ、八百六十二万八千円となり、約二百二十九万八千円の資産が十年間に増加していることになる。このことは油屋弥兵衛が着実に、しかも相当な速度で資産を増加していった事と、多角的で巧妙な商業経営を行っていたことを物語って呉れるものである。かくてこの天明、寛政期の饑饉時代に土地家屋を除いて、これだけの財産をもつ所の一大富豪の地位を築くに至ったのは、全く油屋弥兵衛の活躍によるとはいえ経済的知識才能にすぐれ、企業精神に燃えていた結果に外ならないのである。